

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和3年10月20日午前9時00分琴平町役場三階大会議室に召集する。

出席委員		欠席委員	
8	宮崎 知純	9	森本 初美
4	山田 悟	10	大場 重信
1	大森 薫之	11	山本 重憲
2	都村 尚志	12	宮脇 久雄
3	西島 好弘		
5	宮武 悟		
6	神餘 哲夫		
7	松浦 修		

農業委員会事務局出席者 事務局長 大西 洋二
書記 植田 康紀

<議事日程>

議案第1号 農地法第3条許可申請について
議案第2号 農地法第4条許可申請について
議案第3号 農地法第5条許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】
の決定について
報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について
その他

会長 挨拶

会長 それでは議事に入ります。本日の会議録署名委員は3番の西島委員
と、5番の宮武委員です。
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 **議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請**について事務局より説明お願いします。
ます。

事務局 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書 4 ページをご覧ください。
譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。
場所は、県道原田琴平線と町道誠心線の交差から東へ約 60 m 進んだ町道誠心線沿いの農地です。譲渡人は後継者もなく、農業を廃止したい意向があり、現在、農地を基盤法により貸している譲受人へ相談しました。譲受人は申請地の東側に所有農地があり、農地の利便性と一体化、また栽培品目を変更する予定もあるということで話がまとまり、この度の申請となりました。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法第 3 条 2 項のいずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。

会長 議案第 1 号について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。農業を行う予定もなく、後継者もないため農地を手放したいとの話があり、農地を貸している譲受人との農地の購入条件等の話し合いの結果、この度の申請となりました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第 1 号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第 1 号について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条許可について賛成の方は挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第 1 号 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第 2 号 農地法第 4 条許可申請**について事務局より説明お願いします。
ます。

事務局 議案第2号 農地法第4条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書5ページをご覧ください。
申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。
譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。
場所は、香川県広域水道企業団中部浄水場の南約160m、町道苗田楡梨線と町道學線の交差、南東側に位置する農地となります。
現在、申請者は申請地の近くに親と同居していますが、子供が生まれ手狭になってきました。そこで、親の家にも近く、利便性の良い農地に分家住宅を建てる計画となりました。農振除外申請の事前協議も異議なしとの回答を得られています。公図、登記事項証明等の添付書類も揃っていますし、また、農地法第4条6項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第2号について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。現在、申請者は親と同居していますが、将来子供の成長によって手狭となることを考慮し、交通等の利便性が良い親の家に近い申請地へ分家住宅を建てることとなりました。申請地は親の住宅にも近く、子供の面倒を見てもらえることや、今後、高齢となる親の面倒を見ることができるということで選定されました。周辺農地に支障が生じるおそれはありませんし、地元水利や隣接する農地の所有者との調整も完了していますので問題ないと思われます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 議案第2号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第2号について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号 農地法第4条許可について賛成の方は挙手をお願いいたします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第2号 原案のとおり決定することにいたします。

会長 議案第3号1 農地法第5条許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号1 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書6ページをご覧ください。
申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。
場所は、町道學線と町道北山北浦線の交差から北西に約140m、北山集会所の南西50mに位置する農地となります。
現在、譲受人は譲渡人である妻の両親の家の近くの借家で居住していますが、子供も生まれ手狭になってきました。また、譲渡人の父母が丸亀市で居住しており、高齢となり介護が必要となってきたため、譲渡人の家の近くで面倒を見ることもできる二世帯住宅の計画を実施するものです。農振除外申請の事前協議も異議なしとの回答を得られています。水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等の添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第3号1について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。譲受人は現在、借家に居住していますが、子供が生まれ手狭になってきたため、分家住宅を建てる計画となりました。また、丸亀に居住している義祖父母の介護を将来的にすることも考え、譲渡人である妻の両親の家の近くに二世帯の分家住宅を建てる計画となり、今回の申請地を選定したようです。周辺農地に支障が生じるおそれはありませんし、地元水利や隣接する農地の所有者との調整も完了しています。進入路については、無断転用による始末書も提出されていますので問題ないと思われれます。どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第3号1について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第3号1について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第3号1 農地法第5条許可について挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第3号1 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第3号2 農地法第5条許可申請について**事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号2 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局 申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。
場所につきましては、県道原田琴平線と県道岡田善通寺線の交差より、東に250m、南側に位置する農地です。
譲受人は現在、丸亀市の社宅に居住していますが、来年、子供が生まれる予定があり、共働きとなるため子供の面倒を見てもらえるよう、譲渡人でもある妻の実家近くに分家住宅を建てる計画となりました。農振除外申請の事前協議も異議なしとの回答を得られています。水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等の添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第3号2 について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりでございます。現在、譲受人は丸亀市の社宅で生活しており、来年、子供が生まれるので社宅では手狭となる為、新居を建てる計画となりました。今後、譲渡人である妻の両親に子供の面倒を見てもらうことや、その両親が高齢になった時に世話をすることなどを考慮し、妻の実家の周辺の所有地から選定し、土地の規模や代替性の検討等の結果、今回の申請地に至りました。隣接する農地所有者の同意、土地改良区等の調整も済んでおり、特に問題無いように思います。どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第3号2 について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第3号2 について決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第3号2 農地法第5条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第3号2 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第4号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 議お手元の議案書7ページをご覧ください。
農用地利用集積計画総括表 申請番号1～11について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。
以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。
よろしく願いいたします。

会長 議案第4号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第4号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第5号 農地中間管理事業法第19条の2**について事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書13ページをご覧ください。
農用地利用集積計画総括表 申請番号1～5について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。
以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。
令和3年10月29日公告予定分の農用地利用集積計画について、ご審議たまわりますよう、よろしく願いいたします。

会長 議案第5号についてご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第5号について、決定することにご異議はございませんか。
「異議なし」との声

会長 それでは、議案第5号 農地中間管理事業法第19条の2について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

多数挙手により賛成でありますので、議案第5号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **報告第1号 使用貸借終了農地返還通知**について、事務局より説明をお願いします。

事務局 賃貸人、賃借人、申請地について読み上げて説明。

会長 全体を通じてご意見はございますか。

「なし」

会長 事務局からその他をお願い致します。

会長 その他について何かありますか。

事務局 12月に実施する市町農業委員研修会について説明。

会長 次回は、11月19日（金）午前9時から琴平町役場3階大会議室で行います。

会長 以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。